

# 岐阜県公報

第 二 千 二 百 五 十 九 号  
平 成 二 十 三 年 六 月 二 十 四 日

( 金 曜 日 )

土地改良事業の施行の適当の決定

( 農 地 整 備 課 ) 二二九

雑 報

岐阜県市町村職員共済組合決算公告

( 市 町 村 課 ) 二二九

## 目 次

### 告 示

- 医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定 ( 地域福祉国保課 ) 二二六
- 指定医療機関の廃止の届出 ( 同 ) ( 二二八
- 指定医療機関の名称等の変更の届出 ( 同 ) ( 二二八
- 道路の区域変更 ( 道路維持課 ) 二二九
- 道路の供用開始 ( 同 ) ( 二二〇
- 土砂災害警戒区域の指定解除 ( 砂 防 課 ) 二二〇
- 土砂災害警戒区域の指定 ( 同 ) ( 二二一
- 土砂災害特別警戒区域の指定解除 ( 同 ) ( 二二一
- 土砂災害特別警戒区域の指定 ( 同 ) ( 二二一

### 選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数 ( 選挙管理委員会 ) 二二二
- 設立届が提出された政治団体の名称等の公表 ( 同 ) ( 二二三
- 政治団体の異動事項の公表 ( 同 ) ( 二二三
- 解散届が提出された政治団体の名称等の公表 ( 同 ) ( 二二五
- 指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表 ( 同 ) ( 二二六
- 資金管理団体の異動事項の公表 ( 同 ) ( 二二六

### 公 示

- 特別非営利活動法人の設立認証申請 ( 環境生活政策課 ) 二二六
- 平成二十三年製菓衛生師試験の実施 ( 生活衛生課 ) 二二七
- 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 ( 商業流通課 ) 二二八

岐 阜 県 公 報

毎 週

( 火 曜 日 )  
( 金 曜 日 )

発 行

( 休 日 に 当 た る )  
( と き は 翌 日 )

平 成 二 十 三 年 六 月 二 十 四 日

告 示

岐阜県告示第三百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保

護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称 たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社イービーエーサ 八五四 一	短期入所生活介護	シヨートステイ いわむらの憩	二 惠那市岩村町七三〇	平成二三・一・一
株式会社イービーエーサ 八五四 一	介護予防短期入所生活介護	シヨートステイ いわむらの憩	二 惠那市岩村町七三〇	同
株式会社イービーエーサ 八五四 一	通所介護	デイサービスセンター まつさかの憩	多治見市松坂町一	同
株式会社イービーエーサ 八五四 一	介護予防通所介護	デイサービスセンター まつさかの憩	多治見市松坂町一	同
株式会社イービーエーサ 八五四 一	短期入所生活介護	シヨートステイ まつさかの憩	多治見市松坂町一	同
株式会社イービーエーサ 八五四 一	介護予防短期入所生活介護	シヨートステイ まつさかの憩	多治見市松坂町一	同
加藤 史 輔 関市本町六一	居宅療養管理指導	加藤 齒科 医院	関市本町六一	同
加藤 史 輔 関市本町六一	介護予防居宅療養管理指導	加藤 齒科 医院	関市本町六一	同
医療法人 和順 瑞浪市北小田町二二 九六三	訪問看護	野田 整形 外科	瑞浪市北小田町二二 九六三	同
医療法人 和順 瑞浪市北小田町二二 九六三	訪問リハビリテーション	野田 整形 外科	瑞浪市北小田町二二 九六三	同

医療法人 和順	瑞浪市北小田町二二 九六三	居宅療養 管理指導	野田整形外科	瑞浪市北小田町二二 九六三	同
医療法人 和順	瑞浪市北小田町二二 九六三	介護予防 訪問看護	野田整形外科	瑞浪市北小田町二二 九六三	同
医療法人 和順	瑞浪市北小田町二二 九六三	介護予防 訪問リハビリ センター	野田整形外科	瑞浪市北小田町二二 九六三	同
医療法人 和順	瑞浪市北小田町二二 九六三	介護予防 居宅療養 管理指導	野田整形外科	瑞浪市北小田町二二 九六三	同
医療法人 さとう整形外科	羽島郡笠松町田代五〇	訪問看護	さとう整形外科	羽島郡笠松町田代五〇	同
医療法人 さとう整形外科	羽島郡笠松町田代五〇	訪問リハビリ センター	さとう整形外科	羽島郡笠松町田代五〇	同
医療法人 さとう整形外科	羽島郡笠松町田代五〇	介護予防 訪問看護	さとう整形外科	羽島郡笠松町田代五〇	同
医療法人 さとう整形外科	羽島郡笠松町田代五〇	介護予防 訪問リハビリ センター	さとう整形外科	羽島郡笠松町田代五〇	同
医療法人 さとう整形外科	羽島郡笠松町田代五〇	介護予防 居宅療養 管理指導	さとう整形外科	羽島郡笠松町田代五〇	同
株式会社ナチュラル	大垣市東町二七一	居宅介護 支援事業	はやかわケアマネジメント センター	大垣市東町二七一	同
有限会社トータル・ハ モ二	大垣市浅草三九一	短期入所 生活介護	あいあいショートステイ	大垣市浅草三九一	同
有限会社トータル・ハ モ二	大垣市浅草三九一	介護予防 短期入所 生活介護	あいあいショートステイ	大垣市浅草三九一	同

医療法人ブレイン	土岐市肥田浅野笠神町 二一〇二	居宅療養 管理指導	医療法人ブレイン 科クリニック	土岐内	土岐市肥田浅野笠神町 二一〇二	同
医療法人ブレイン	土岐市肥田浅野笠神町 二一一二	介護予防 居宅療養 管理指導	医療法人ブレイン 科クリニック	土岐内	土岐市肥田浅野笠神町 二一一二	同

岐阜県告示第三百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃

平成二十三年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	廃止年月日	
佐藤 真司	羽島郡笠松町田代五〇	訪問看護	さとう 整形外科	羽島郡笠松町田代五〇	平成二一・一二・三一	
佐藤 真司	羽島郡笠松町田代五〇	居宅療養 管理指導	さとう 整形外科	羽島郡笠松町田代五〇	同	
佐藤 真司	羽島郡笠松町田代五〇	介護予防 訪問看護	さとう 整形外科	羽島郡笠松町田代五〇	同	
佐藤 真司	羽島郡笠松町田代五〇	介護予防 居宅療養 管理指導	さとう 整形外科	羽島郡笠松町田代五〇	同	
医療法人ブレイン	土岐市肥田浅野笠神町 二一一一	居宅療養 管理指導	医療法人ブレイン 科クリニック	土岐内	土岐市肥田浅野笠神町 二一一一	同

岐阜県告示第三百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名

平成二十三年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二第二項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

新	株式会社新生メディカル	岐阜市宇佐南四 二〇一四	訪問介護	株式会社新生メディカル高 山営業所	岐阜市岡本町二二三一 一八イツイーグル 一〇一	平成二三・二二・二〇
旧	株式会社新生メディカル	岐阜市宇佐南四 二〇一四	介護予防 訪問介護	株式会社新生メディカル高 山営業所	高山市岡本町二二三一 一八イツイーグル 一〇一	同
新	株式会社新生メディカル	岐阜市宇佐南四 二〇一四	居宅介護 支援事業	株式会社新生メディカル高 山営業所	高山市岡本町二二三一 一八イツイーグル 一〇一	同
旧	株式会社新生メディカル	岐阜市宇佐南四 二〇一四	居宅介護 支援事業	株式会社新生メディカル高 山営業所	高山市岡本町二二三一 一八イツイーグル 一〇一	同
新	合同会社カーム	高山市上野町六七五 二	居宅介護 支援	カームケアセンター	高山市上野町六七五 二	平成二三・二二・二三
旧	合同会社カーム	高山市上野町六七五 二	居宅介護 支援	カームケアセンター	高山市上野町六七五 二	平成二三・二二・二三
新	社会福祉法人土岐市 社会福祉協議会	土岐市下石町一〇六〇	居宅介護 支援	西部在宅介護支援センター ウエルフェア土岐在宅介護 支援センター	土岐市下石町一〇六〇	平成二三・一・四
旧	社会福祉法人土岐市 社会福祉協議会	土岐市下石町一〇六〇	居宅介護 支援	西部在宅介護支援センター ウエルフェア土岐在宅介護 支援センター	土岐市下石町一〇六〇	平成二三・一・四

岐阜県告示第三百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年六月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅 員（メートル）	延長 員（メートル）	備考
	岐州市江口二丁目一〇五番地先から		前	六〇 三〇		

指定居宅介護事業所等の名称  
指定居宅介護事業所等の所在地  
変 更 年 月 日

県道 岐 合 墨 阜 渡 侯 線			
同 市大字江口字相生九 三四番一地先まで		岐阜市大字一日市場字野 緑一〇二七番一地先から 同 市大字同 字同 一〇二五番二の二地先 まで	
後	前	後	
ハ〇 九〇	七〇 九〇	九〇 三九〇	
四〇		二四三〇	
県道文 殊茶屋 新田線 と一部 重用			

岐阜県告示第三百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年六月二十四日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

県道 岐 合 墨 阜 渡 侯 線		道路の 種類	
同 市大字江口字相生九 三四番一地先まで		路線名	
岐阜市大字一日市場字野 緑一〇二七番一地先から 同 市大字同 字同 一〇二五番二の二地先 まで		区 間	
岐阜市江口二丁目一〇五番 地先から		延 長 (メー ト ル)	
同 市大字江口字相生九三 四番一地先まで		供用開 始 の 期 日	
岐阜市大字一日市場字野 緑一〇二七番一地先から		平成 二四・六 二四	
同 市大字同 字同 一〇二五番二の二地先 まで		備 考 (区域 又は 決定 又は 変更 の日 告示 は ほ か)	
平成 二四・六 二四		重用 線と一 部	

岐阜県告示第三百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年六月二十四日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

県道 坂 福 下 岡 線		道路の 種類	
同 市同 字同 三四番五地先まで		路線名	
中津川市田瀬字下田瀬下五 三三番三地先から		区 間	
同 市同 字同 三四番五地先まで		延 長 (メー ト ル)	
同 市同 字同 三四番五地先まで		供用開 始 の 期 日	
同 市同 字同 三四番五地先まで		平成 二四・六 二四	
同 市同 字同 三四番五地先まで		備 考 (区域 又は 決定 又は 変更 の日 告示 は ほ か)	
同 市同 字同 三四番五地先まで		平成 二四・六 二四	

岐阜県告示第三百七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成二十年岐阜県告示第三百三十一号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十三年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西谷川	不破郡垂井町梅谷	次の図のとおり	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県大垣土木事務所及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十三年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西谷川	不破郡垂井町梅谷	次の図のとおり	土石流
石越谷	不破郡垂井町平尾	次の図のとおり	土石流
西山1	不破郡垂井町平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西山2	不破郡垂井町平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
巴興寺西谷3	不破郡垂井町平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県大垣土木事務所及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第三百二十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十三年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西谷川	不破郡垂井町梅谷	次の図のとおり	土石流
山田川	不破郡垂井町宮代	次の図のとおり	土石流
袖ノ木川	不破郡垂井町宮代	次の図のとおり	土石流
境野川	不破郡垂井町宮代	次の図のとおり	土石流
石越谷	不破郡垂井町平尾	次の図のとおり	土石流
西山1	不破郡垂井町平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西山2	不破郡垂井町平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県大垣土木事務所及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十三年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山田川	不破郡垂井町宮代	次の図のとおり	土石流
袖ノ木川	不破郡垂井町宮代	次の図のとおり	土石流
境野川	不破郡垂井町宮代	次の図のとおり	土石流
石越谷	不破郡垂井町平尾	次の図のとおり	土石流
西山1	不破郡垂井町平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西山2	不破郡垂井町平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

田圃寺田谷の 不破郡垂井町平尾 次を図のとおり 急傾斜地の崩壊  
 「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。」

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第六十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）であつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十三年六月二十四日

岐阜県選挙管理委員会  
 委員長 大 松 利 幸

- 1 平成23年6月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数 1,688,567人
- 2 総数の50分の1の数 33,772人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 348,095人
- 4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数（人）	3分の1の数（人）
岐阜市	335,097	111,699

大垣市	145,313	48,438
高山市	76,839	25,613
多治見市	93,581	31,194
関市	74,058	24,686
中津川市	67,535	22,512
美濃市	19,066	6,356
瑞浪市	32,219	10,740
羽島市	54,471	18,157
恵那市	44,762	14,921
美濃加茂市	39,891	13,297
土岐市	50,085	16,695
各務原市	117,867	39,289
可児市	93,297	31,099
山県市	24,382	8,128
瑞穂市	39,080	13,027
飛騨市	22,774	7,592
本巣市	42,447	14,149
郡上市	38,105	12,702
下呂市	30,433	10,145
海津市	31,564	10,522
羽島郡	36,398	12,133



養 老 郡	26,272	8,758
不 破 郡	29,433	9,811
安 八 郡	19,878	6,626
揖 斐 郡	58,757	19,586
加 茂 郡	44,963	14,988

岐阜県選挙管理委員会告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治  
 団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第二項の規定により、その名称等を次の  
 ように告示する。

平成二十三年六月二十四日

岐阜県選挙管理委員会  
 委員長 大 松 利 幸

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
安藤いわおを育てる会	木野村 教 眞	鷺 見 正 行	本巣郡北方町柱本 1 103
安藤ひろみち後援会	田 中 保	安 藤 武 靖	可児郡御嵩町中 2223 1
「かとう保郎」を育てる会	生 駒 貞 雄	加 藤 照 子	可児郡御嵩町顔戸 872 3
くらしといのちの安全と安心を願 う三浦まことを育てる会	三 浦 眞 智	古 川 信 之	本巣郡北方町清水 1 22
高山よしゆきを育てる会	林 松 美	高 山 八千代	可児郡御嵩町御嵩 559 1
塚本よしひさ後援会	塚 本 芳 久	柳 恵美子	土岐市駄知町 2014
松本孝夫後援会	森 下 浩	松 本 直 美	可児郡御嵩町中 691

岐阜県選挙管理委員会告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治  
 団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第二項の規定により、その  
 異動事項を次のように告示する。

平成二十三年六月二十四日

岐阜県選挙管理委員会  
 委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	異動事項	新	旧	井上あけみと市民ネットワークをひろげる会 梅田としあきを育てる会 加藤靖也後援会 岐阜県関刃物産業クラブ 岐阜県土地改良政治連盟 岐阜県に革新県政をつくる会 岐阜県保育推進連盟 幸福実現党岐阜県本部 佐藤武彦後援会 日本共産党岐阜市後援会 平岩正光後援会 藤原勉後援会 武藤忠樹後援会		主たる事務所の地	主たる事務所の地	多治見市幸町6 26 19	多治見市小泉町8 104 1
公明党岐阜県本部	会計責任者	水野吉近	野村保夫	主たる事務所の地	主たる事務所の地	多治見市幸町6 26 19	多治見市小泉町8 104 1		
	代表者	山口力也	中尾年春	梅田としあきを育てる会	主たる事務所の地	梅田利昭	松本卓見		
公明党岐阜第一総支部	会計責任者	小堀将大	辻孝子	加藤靖也後援会	主たる事務所の地	土岐市泉西原町2 24	土岐市土岐津町土岐口1754 2		
	主たる事務所の地	岐阜市大正町3 1	岐阜市芥見6 3 19	岐阜県関刃物産業クラブ	主たる事務所の地	山藤茂	直井満雄		
公明党岐阜第四総支部	代表者	横山俊二	野村保夫	岐阜県土地改良政治連盟	会計責任者	大前武司	本田陽一		
	会計責任者	山田喜弘	金井文敏	岐阜県に革新県政をつくる会	会計責任者	井上茂保	伊藤紀雄		
自由民主党各務原市支部	主たる事務所の地	美濃加茂市下米田町西脇970 11	岐阜市菅生1 2 301 7	岐阜県保育推進連盟	代表者	杉山令憲	宮本昌祐		
	名称	自由民主党各務原市支部	自由民主党各務原支部連合会	岐阜県保育推進連盟	会計責任者	西垣安久	吉田顕成		
自由民主党上之保村支部	代表者	波多野源司	波多野保	幸福実現党岐阜県本部	主たる事務所の地	岐阜市下奈良2 2 1	恵那市長島町正家720 1		
	代表者	大前武司	本田陽一	幸福実現党岐阜県本部	代表者	安宅正行	今井田俊一		
自由民主党岐阜県土地改良支部	代表者	今井保都	服田順次	佐藤武彦後援会	主たる事務所の地	岐阜市茜部長新1 84	多治見市音羽町3 11		
	代表者	村雲辰善	安江利英	佐藤武彦後援会	主たる事務所の地	美濃市笠神1013	美濃市上条71 1		
自由民主党東白川村支部	主たる事務所の地	加茂郡東白川村五加1899 4	加茂郡東白川村神戸591 1	日本共産党岐阜市後援会	代表者	渡邊優	近藤武		
	代表者	武藤隆夫	林修美	平岩正光後援会	主たる事務所の地	中津川市津島町1 25	中津川市新町3 6		
自由民主党河戸村支部	代表者	野村吉則	林恵司	藤原勉後援会	代表者	遠山利美	臼井茂臣		
	代表者	尾関孝	亀山設夫	藤原勉後援会	代表者	高垣康平	伊藤治郎		
自由民主党美並支部	代表者	後藤喜一	戸野部正八	武藤忠樹後援会	代表者	山下勤治	村瀬正人		
	代表者	窪田武利	栗野平	武藤忠樹後援会	主たる事務所の地	土岐市泉町大富22 0 1	土岐市泉町大富22 9 6		

山内ふさよし後援会	主たる事務所の所在地	土岐市泉町大富22 9 6	土岐市泉町大富22 0 1
	代表者	山藤正廣	大高克彦
山藤証彦を育てる会	会計責任者	山田義徳	山藤捷

岐阜県選挙権者名簿作成規則第六十七号  
 岐阜県選挙権者名簿（昭和二十三年法律第四十四号）第十七条第一項の規定により、政  
 党団体組織変更が原因となつたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告  
 白する。

平成二十三年六月十四日

岐阜県選挙権者名簿作成

松本 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
自由民主党岐阜県岐阜市第三支部	安田謙三	三輪嘉	岐阜市西改田七石2 1	平成23年6月2日	政党の支部	自由民主党本部	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
安政会	安田謙三	安田英男	岐阜市西改田七石2 1	平成23年6月2日			
岩野照和後援会	谷口武男	谷口普憲	高山市一之宮町4108	平成23年4月30日			
郷土の絆を守る任分利衛後援会	伊藤光國	梅村武彦	土岐市鶴里町柿野1671 1	平成23年4月30日			
近藤のぼる後援会	溝口守	溝口守	可児市下切2103	平成23年4月30日			
佐藤あきお後援会	渡辺信行	本田陽一	揖斐郡池田町本郷1287 3	平成23年3月31日			
島谷満後援会	城後政治	吉田茂利	加茂郡坂祝町加茂山2 9 3	平成23年4月30日			
鈴木たかし後援会	鈴木隆	杉山英吉	美濃市2277	平成23年5月1日			
善友会	横山善道	高橋信夫	山県市西深瀬2506 1	平成23年5月11日			
高橋昌夫後援会連合会	高橋昌夫	村橋啓二	揖斐郡大野町黒野1115 33	平成23年5月31日			

中西康治後援会	奥村 彌太郎	林 保之	中津川市蛭川 2175 1	平成23年 4月30日		
丹羽フジオを育てる会	丹羽 翔和	丹羽 一明	羽島市正木町坂丸 6 20 <sup>2</sup>	平成23年 4月30日		
伏屋てつじばげます会	安藤 喜一	伏屋 冷子	羽島郡岐南町平成 7 33	平成23年 3月28日		
横山よしみち山県市後援会	矢口 貢 男	高橋 信夫	山県市西深瀬 2506 1	平成23年 5月11日		

岐阜県選挙管理委員会告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十三年六月二十四日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
鈴木 隆	美濃市議会議員	鈴木たかし後援会	美濃市 2277	鈴木 隆
高橋 昌夫	岐阜県議会議員	高橋昌夫後援会連合会	揖斐郡大野町黒野 1115 33	高橋 昌夫
安田 謙三	岐阜県議会議員	安政会	岐阜市西改田七石 2 1	安田 謙三
横山 善道	岐阜県議会議員	善友会	山県市西深瀬 2506 1	横山 善道

岐阜県選挙管理委員会告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十三年六月二十四日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
井上あけみ	井上あけみと市民ネットワークをひらげる会	主たる事務所の所在地	多治見市幸町 6 26 19	多治見市小泉町 8 104 1

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年六月七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人市民工コ会議
- 三 代表者の氏名 安藤 克子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県恵那市大井町二〇一七番地六八
- 五 定款に記載された目的 この法人は、恵那市民が地球環境にやさしいライフスタイルを实践し、未来に伝える安全で住みやすい循環型社会の構築に貢献することを目的とする。

平成二十三年製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の規定により、次のとおり製菓衛生師試験を実施します。

平成二十三年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 試験日時 平成二十三年十月二十一日（金） 午後二時から
- 二 試験場所 岐阜市鶴舞町二丁目六番地七 ワークプラザ岐阜
- 三 試験科目
  - 1 衛生法規
  - 2 公衆衛生学
  - 3 食品学
  - 4 食品衛生学
  - 5 栄養学
  - 6 製菓理論及び実技
- 四 受験資格 次のいずれかに該当する者

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものを

2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したものの

3 製菓衛生師法の施行の際（昭和四十一年十二月二十六日）現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、法律の施行の日において三年を超えているもの又は法律の施行の日後三年を超えるに至つたもの

五 受験手続

1 願書等配布期間

平成二十三年七月二十五日（月）から八月二十五日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

2 願書受付期間

平成二十三年八月十六日（火）から八月二十五日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

なお、郵送による受験申込みは、平成二十三年八月十六日（火）から八月二十五日（木）までの消印のあるものに限り受け付けます。

3 配布及び受付場所

県立保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）、岐阜市保健所及び岐阜県健康福祉部生活衛生課

なお、郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「製菓衛生師試験願書在中」と朱書きして、岐阜県健康福祉部生活衛生課（〒500-8570 岐阜市藪田南二丁目一番一号）に送付してください。

4 提出書類

- (一) 受験願書 一通
- (二) 履歴書 一通
- (三) 学校教育法第五十七条に規定する者であることを証明する書類（四の3に該当する者は除く。） 一通
- (四) 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し（原本も持参すること。）若しくは卒業証明書 一通 又は菓子製造業従事証明書 一通

- 五 写真（出願前六か月以内に、正面から撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので脱帽、上半身、無背景のもの。裏面に氏名を記載すること。）一枚
- 六 受験手数料
  - （イ）菓子製造（一級又は二級）に係る技能検定合格証書の写し（製菓衛生師試験基準（平成十二年厚生省告示第二百七十号）により、試験の一部について免除を受けようとする場合に限る。原本も持参すること。）一通
  - （ロ）九千四百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付け、納付してください（消印しないこと）。なお、郵送による場合は、九千四百円分の普通為替又は定額小為替でも構いません。
- 七 合格発表
  - 平成二十三年十一月十五日（火）午前十時
  - 県庁、県立保健所及び岐阜市保健所の掲示板に掲示するほか、合格者には合格証書を送付します。
  - また、後日、岐阜県ホームページにも合格者の受験番号を掲載します。
- 八 試験結果の提供
  - 製菓衛生師試験結果については、次のとおり受験者に提供します。
  - 1 提供する試験結果
    - 製菓衛生師試験の総合得点及び科目別得点
  - 2 提供期間
    - 合格発表の日から一か月間
  - 3 提供する場所
    - 個人情報総合窓口（県庁二階、電話〇五八 二七二 一一一一 内線二二一九）及び県立保健所特別窓口
  - 4 提供を受けるために必要な書類等
    - 試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。
    - （一）受験票
    - （二）運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ
- 九 その他
  - 1 受験手数料は申込みを取り消した場合でも返還できません。

- 2 詳細については、県立保健所、岐阜市保健所又は岐阜県健康福祉部生活衛生課（電話〇五八 二七二 一一一一 内線二五六九）に問合せください。
- 大規模小売店舗立地法に関する件
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。
- なお、その意見書は平成二十三年六月二十四日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。
- 平成二十三年六月二十四日
- 岐阜県知事 古 田 肇
- 一 建物の名称及び所在地
- （仮称）ケンキー関東新店
- 関市東新町六丁目三一六番一 外
- 二 意見の概要
- 関市長の意見
  - ・申請地に近接する国道及び県道は、小中学校の通学路となっているため、通学時における児童生徒の安全対策を行うこと。 外
- （届出事項 新設）
- 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。
- なお、その意見書は平成二十三年六月二十四日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。
- 平成二十三年六月二十四日
- 岐阜県知事 古 田 肇
- 一 建物の名称及び所在地

<table border="1"> <tr> <td>施 行 者 名</td> <td>施 行 に 係 る 地 区 名</td> <td>縦 覧 場 所</td> <td>縦 覧 期 間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>岐 阜 県 知 事 古 田 肇</td> <td></td> </tr> </table>	施 行 者 名	施 行 に 係 る 地 区 名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間			岐 阜 県 知 事 古 田 肇		<p>（仮称）ゲンキー郡上白鳥店 郡上市白鳥町向小駄良字上島九六〇番一 外</p> <p>二 意見の概要 意見なし（届出事項 新設）</p> <p>大規模小売店舗立地法による意見書に関する件</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。</p> <p>なお、その意見書は平成二十三年六月二十四日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。</p> <p>平成二十三年六月二十四日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 建物の名称及び所在地 （仮称）カネスエ北方店 本巣郡北方町高屋太子二丁目二番地 外</p> <p>二 意見の概要 意見なし（届出事項 新設）</p> <p>土地改良事業の施行の適当の決定</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の施行を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成二十三年六月二十四日</p>	<p>雑 報</p> <table border="1"> <tr> <td>富 加 町</td> <td>大山滝田地区</td> <td>富加町役場 前掲示場</td> <td>平成二三・六・二四から 七・二五まで</td> </tr> </table>	富 加 町	大山滝田地区	富加町役場 前掲示場	平成二三・六・二四から 七・二五まで
施 行 者 名	施 行 に 係 る 地 区 名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間											
		岐 阜 県 知 事 古 田 肇												
富 加 町	大山滝田地区	富加町役場 前掲示場	平成二三・六・二四から 七・二五まで											
<p>岐阜県市町村職員共済組合決算公告</p> <p>地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第二十二条第三項の規定に基づき、平成二十二年度決算の要旨を公告する。</p> <p>平成二十三年六月二十四日</p> <p>岐阜県市町村職員共済組合 理事長 白 木 義 春</p>														

平成二十三年六月二十四日発行

発行所

岐阜市数田南一丁目一番一號

編集

各務原市テクノプラザー  
バイ・アール・テクノセンター

損益計算書の要旨

( 単位 : 千円 )

経 理 区 分	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付
収 入	負担金	6,625,812	20,284,261		184,874	209,105		
	掛金	6,716,244	10,489,059			202,855		
	施設収入・商品売上					139,752		
	組合員貸付金利息							299,657
	連合会交付金				56,500	6,540		2,492
	育児・介護休業手当金交付金	697,896						
	利息及び配当金	6,339		242,944	2,698	2,592	980	1,085,971
	償還差益	56			85		57	
	その他収入	202,980			11	13,316	7,846	13,366
	他経理から繰入金				34,298		15,000	
前年度繰越支払準備金	994,463							
計	15,243,790	30,773,320	242,944	278,466	434,408	163,635	1,099,337	303,134
支 出	給付金	6,657,432						
	役職員給与				136,171	4,021	28,278	11,292
	旅費・事務費				21,234	2,403	943	2,555
	厚生費				135	408,324	33	14
	商品仕入						12,258	
	飲食材料費						22,585	
	委託費				6,033			
	支払利息			242,944				957,137
	掛金・負担金払込金		30,773,320					
	事務費負担金払込金				82,212			
	特定健康診査等費					19,535		
	前期高齢者納付金	3,079,491						
	後期高齢者支援金	2,056,291						
	老人保健拠出金	32,533						
	退職者給付拠出金	393,956						
	介護納付金	928,050						
	連合会払込金	181,396						15,673
連合会拠出金	686,011							
その他支出	10,677			51,449	11,224	92,605	6,664	
他経理へ繰入金	34,298				15,000			
次年度繰越支払準備金	993,000							
計	15,053,135	30,773,320	242,944	297,234	460,507	156,702	977,662	303,036
差引当期利益金又は当期損失金	190,655		0	18,768	26,099	6,933	121,675	98

貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	2,076,218	1,691,342	472,285	392,439	533,901	182,539	779,100	265,823
	固定資産			9,575,931	368	9	229,760	57,799,545	10,650,590
	資産合計	2,076,218	1,691,342	10,048,216	392,807	533,910	412,299	58,578,645	10,916,413
負 債	流動負債	37,335	1,691,342		9,793	54,637	5,991	55,878,830	981
	固定負債	993,000		10,048,216	190,549	3,061	11,606	10,985	9,761,464
	負債合計	1,030,335	1,691,342	10,048,216	200,342	57,698	17,597	55,889,815	9,762,445
純 資 産	資本剰余金						334,598		
	利益剰余金	1,045,883			192,465	476,212	60,104	2,688,830	1,153,968
	純資産合計	1,045,883		0	192,465	476,212	394,702	2,688,830	1,153,968
負債・純資産合計	2,076,218	1,691,342	10,048,216	392,807	533,910	412,299	58,578,645	10,916,413	